

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年2月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第150号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第31条第2項後段中「，納入通知書等」を「，納入通知書等の送付」に，「磁気ファイル（フロッピーディスク，磁気テープ，磁気ディスク，磁気ドラムその他これらに類するものをいう。以下同じ。）で当該納入通知書等の内容を記録したもの（以下「納入磁気ファイル」という。）を当該収納機関に送付する」を「次に掲げる方法のいずれかを採用」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 当該収納機関への納入データ（電磁的記録（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で当該納入通知書等の内容を記録したものをいう。以下同じ。）の送信
- (2) 当該収納機関への納入データ記録媒体（電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）で納入データを記録したものをいう。以下同じ。）の送付

第43条の2第5項中「（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第45条第2項前段中「納入磁気ファイル」を「納入データを受信し，又は納入データ記録媒体」に，「記録した磁気ファイル」を「記録した電磁的記録」に，「領収磁気ファイル」を「領収データ」に改め，「という。）」の右に「又は領収データに係る記録媒体（以下「領収データ記録媒体」という。）」を加え，同項後段中「当該納入磁気ファイル」を「当該納入データ記録媒体」に改め，同条第3項中「領収磁気ファイル」を「領収データ又は領収データ記録媒体」に，「当該領収磁気ファイル」を「当該領収データ又は当該領収データ記録媒体」に改める。

第45条の2第2項前段中「納入磁気ファイル」を「納入データを受信し，又は納入デ

ータ記録媒体」に、「領収磁気ファイルを作成し、市長が定める集計票を添え、速やかに指定金融機関に送付しなければ」を「領収データ又は領収データ記録媒体を作成するとともに、速やかに次に掲げる方法のいずれかを採らなければ」に改め、同項後段中「当該納入磁気ファイル」を「当該納入データ記録媒体」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定金融機関への当該領収データの送信及び市長が定める集計票の送付
- (2) 指定金融機関への当該領収データ記録媒体及び市長が定める集計票の送付

第45条の2第3項前段中「領収磁気ファイル」を「領収データ又は領収データ記録媒体」に、「当該領収磁気ファイル」を「当該領収データ又は当該領収データ記録媒体」に改め、同項後段中「当該領収磁気ファイル」を「当該領収データ又は当該領収データ記録媒体」に改める。

第45条の3第1項各号列記以外の部分中「領収磁気ファイル」を「領収データ又は領収データ記録媒体」に改め、「第3項の規定により」の右に「受信し、又は」を、「速やかに」の右に「送信し、又は」を加える。

第46条第1項中「領収磁気ファイル」を「領収データを受信し、又は領収データ記録媒体」に、「又は」を「若しくは」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

(会計室)